

山鹿商工会議所会員応援券取扱店募集要綱

現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントや宴会の中止、外出の自粛による来店客・観光客の減少など、地域経済に甚大な影響が生じている中で、山鹿商工会議所では、会員相互扶助と会員サービスの観点から、当所会員企業が互いに少しでも消費を喚起・下支えすることを目的として、当所会員企業に対して応援券を発行します。

つきましては、この応援券が使用できる取扱店を、下記により募集することといたします。

記

- ☆事業名 山鹿商工会議所会員応援券発行事業（発行総額 300万円）
- ☆発行者 山鹿商工会議所
- ☆使用対象者 山鹿商工会議所会員企業
当所から、全会員企業へ（1企業 3千円分）郵送
- ☆使用開始 令和2年 6月15日（月）
- ☆券使用の注意事項 ①応援券は、1,000円単位で使用し、お釣りを出さないものとする。
②応援券は、取扱店において使用期間内に限り利用可能とする。
- ☆有効期限 【使用期間】令和2年 6月15日（月）～令和3年 5月31日（月）
【換金期間】令和2年 6月17日（水）～令和3年 6月30日（水）
【換金日時】毎週水曜日 山鹿商工会議所で行います。
※9時30分～15時（祝祭日・年末年始休暇期間を除く）
- ☆取扱店応募資格 参加店舗への応募資格は、山鹿市内に事業所がある飲食店（居酒屋・スナック・バー等も含む）、食料品販売事業者、及び観光関連産業事業者で且つ山鹿商工会議所の会員企業であること。
- ☆取扱店募集期間 令和2年5月18日（月）以降、令和3年5月31日（月）まで随時募集
- ☆取扱店申込場所・時間 山鹿商工会議所 9時～17時（平日のみ）
- ☆その他について 取扱店申込時に「会員応援券取扱店登録申請書」（様式第1号）を提出する。

*なお、今回の事業においては、登録者負担金・換金負担金は徴収しません。

【お問い合わせ先】 山鹿商工会議所 TEL 43-4111